

(別紙2)

確 約 書

笠間市長 様

(提出日) 令和 年 月 日

(提出者) 印

笠間市が、令和 年 月 日に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣害対策等農業施策に協力します。
- 4 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号の規定に基づき、農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に農地等の利用状況報告書(別紙3)により報告いたします。

※なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の協定書に従うこと。